業務委託契約書（案）

福岡県国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）を発注者、（以下「乙」という。）を受注者とし、令和４年度人事給与及び就業管理システム導入業務委託に関し基本事項を定めるため、下記契約項目及び後記契約条項のとおり契約を締結する。

記

1. 委託業務名称　令和４年度人事給与及び就業管理システム導入業務委託契約
2. 業務内容　令和４年度人事給与及び就業管理システム導入業務
3. 契約期間　契約締結の日から令和５年３月３１日まで
4. 契約金額　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）
5. 契約保証金　免除

上記の委託業務について、発注者甲と受注者乙とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、この契約書の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書２通を作成し、当事者（甲、乙）記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　住　所　福岡県福岡市博多区吉塚本町１３番４７号
　　名　称　福岡県国民健康保険団体連合会
　　代表者　理事長　武末茂喜

乙　住　所
　　名　称
　　代表者

契約条項

（総則）

第１条　甲及び乙は、この契約書（契約項目を含む。以下同じ。）に基づき、関係法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　乙は、契約項目記載の業務を契約期間内に完了し、成果物を甲に引き渡すものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。

（調査等）

第２条　甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

（業務内容の変更）

第３条　甲は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部または一部を変更することができる。この場合において、契約金額または契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（再委託の禁止）

第４条　乙は、受託業務の全部、または一部を第三者に委託、または請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承認を受けた場合はこの限りではない。なお、甲の承認により第三者へ委託する場合は、乙は自己の責任において当該第三者に対し、この契約に定めるすべての事項を遵守させるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第５条　乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。ただし予め甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（目的外使用の禁止）

第６条　乙は、委託業務において、甲が提供した個人情報、提供資料、その他のデータ等（以下、「データ等資産」という。）を、甲の承諾を得ずに委託業務以外に使用し、若しくは複写または複製してはならない。

（秘密の保持）

第７条　乙は、委託業務を行うにあたっては、その業務上知り得た事項につき、秘密を厳守し、第三者に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、この契約期間満了または契約解除後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第８条　乙及び乙の従業員は、委託業務を行うために個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないものとする。

（データ等資産の管理義務）

第９条　乙は、委託業務に係るデータ等資産を、善良なる管理者の注意をもって運用を規定し、安全確実に管理しなければならない。

２　乙は、委託業務全体の管理及び使用人等の行為について、全ての責任を負わなければならない。

３　乙は、甲からデータ等資産の提出を求められたときは、速やかに甲に対しデータ等資産を提出しなければならない。なお、この契約期間満了または契約解除後においては、乙は直ちにデータ等資産を返還するものとする。

４　乙は、使用済のデータ等資産を処分しようとするときは、甲の承諾を得て、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

（事故発生時における報告事務）

第 10 条　乙は、委託業務の遂行にあたり、事故が発生し、または発生の恐れがあるときは、速やかに甲に報告し、その対策を協議しなければならない。

（検査及び引渡し）

第 11 条　乙は、業務が完了したときは、遅延なく甲に対し業務完了報告書と成果物を提出しなければならない。

２　甲は、前項による提出を受けたときは、その日から 10 日以内に成果物について検査し、検査の結果を乙に通知するものとする。また、この検査に合格したときをもって成果物の引渡しを完了したものとする。

（支払）

第 12 条　乙は、前条第２項の検査に合格したときは、請求書により業務委託料の支払を請求することができる。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の属する月の翌月末までに請求金額を支払わなければならない。

（消費税等）

第 13 条　この契約締結後に、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

（履行遅延の場合における損害金等）

第 14 条　乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、契約金額から、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）の割合で計算した額とする。

３　甲の責めに帰すべき事由により、第 12 条の規定による支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（契約不適合責任）

第 15 条　甲は、第 11 条第２項に定める検査において、成果物に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、速やかにその旨を乙に通知するものとする。この場合、甲は乙に対して乙の費用負担による当該契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し（以下あわせて「追完」という。）または代金の減額を任意に選択して請求することができる。

２　前項において、甲が追完を請求した場合には、乙は甲が請求した方法と異なる方法により履行することはできない。

３　甲は、乙から契約不適合のある成果物を提供されたことにより損害を被った場合は、乙に対してその賠償を請求することができる。

４　第 11 条第２項に定める検査を終了した後も、検査時において容易に発見できない契約不適合で、検査終了後１年以内に発見されたものの追完、代金の減額請求及び損害賠償の請求については前三項と同様とする。

（危険負担）

第 16 条　成果物の引渡前に生じた滅失、毀損、盗難、その他の危険は乙が負担し、引渡後は甲がこれを負担する。

（賠償責任）

第 17 条　甲または乙は、この契約に定める義務を履行しないために損害が生じたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として契約相手方に支払わなければならない。

（甲の解除権）

第 18 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わない。

（１）　乙が、その責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

（２）　乙が、正当な理由なく、この契約を履行しないときまたは頭書に定めた契約期間

内または委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（３）　乙が、契約の締結または履行にあたり不正な行為をしたとき。

２　前項の規定により、この契約を解除された場合において、乙は、甲に対し、甲の指定する期間内に契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として支払わなければならない。違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げないものとする。

（乙の解除権）

第 19 条　乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき、この契約を解除することができる。

２　乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（第三者に及ぼした損害）

第 20 条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対しての損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

３　前二項の場合、その業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第 21 条　甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは政治活動標ぼうゴロその他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

（１）　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（２）　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（３）　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（４）　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（５）　役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と密接に交際するなど社会的に非難されるべき関係を有すること。

２　甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。

（１）　暴力的な要求行為
（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
（４）　風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
（５）　その他前各号に準ずる行為

３　甲または乙は、相手方が前二項各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

４　甲または乙が、本契約に関連して、第三者と下請または委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者が第１項及び第２項各号のいずれかに該当した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。

５　甲または乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。

６　第３項または前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

７　第３項または第５項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

（合意管轄裁判所）

第 22 条　この契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

（協議）

第 23 条　この契約の履行について疑義が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、甲乙双方で協議し、円満に解決を図るものとする。

（別記）

個人情報取扱特記事項

（個人情報の保護）

第１条　乙は、本業務における個人情報の取扱いに当たって、その責任を十分認識し、甲が定めた福岡県国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則（以下「個人情報保護規則」という。）と同等の取扱いを講じるため、個人情報の保護に万全を期すこと。

２　乙は、本業務の履行に当たり、取り扱う個人情報の漏えい、盗用、滅失、毀損の防止、その他個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

３　乙は、個人情報の保護のため、従業者（役員、従業員、派遣社員等を含む。）及び再委託先（再委託先以降も含む。）に対し、必要かつ適切な教育及び監督を行わなければならない。

（管理状況報告及び実地調査）

第２条　甲は、乙に対し、必要に応じて、個人情報の管理状況等について報告を求め、乙の作業場所を実地調査することができるものとする。

（安全管理措置の改善）

第３条　乙は、安全管理措置の改善について甲の要請があった場合は、甲と協議のうえ改善しなければならない。

（事故発生時の対応）

第４条　乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに甲に報告するものとする。このとき、乙は、事故の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

（再委託）

第５条　乙は、本業務に係る個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することを、甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

２　乙は、再委託する場合、再委託先に対して、甲の個人情報保護規則の安全管理措置と同等の措置を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（再委託先への監督）

第６条　乙は、再委託先が適切に個人情報を取り扱っていることを確認するため、定期及び随時に委託事務の履行状況その他の個人情報の取扱い状況等について報告を求め、必要に応じて、実地調査を行わなければならない。

（秘密保持）

第７条　乙は、本業務を通して知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、本契約の終了後、又は解除後も同様とする。

（目的外利用・外部提供の禁止）

第８条　乙は、個人情報を委託業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第９条　乙は、個人情報が記録された資料等を、甲の事前の許可なく複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の制限）

第 10 条　乙は、甲が許可した作業場所以外で個人情報を取り扱ってはならない。

（持ち出しの禁止）

第 11 条　乙は、個人情報を、甲の事前の許可なく作業場所以外へ持ち出してはならない。

（返却又は廃棄等）

第 12 条　乙は、本契約が終了し、又は甲の要求を受けたときは、本業務に係る個人情報のすべて（パソコン、その他ネットワーク上における情報を含む。）を、甲の指示に従い、甲へ返却又は廃棄若しくは消去等をしなければならない。

（漏えい事案等に対する委託先の責任）

第 13 条　乙は、自己の責に帰すべき事由により、本業務に係る個人情報の漏えい等の事故が発生し、甲に損害が生じた場合、乙の本契約及び特記事項に違反する行為の直接の結果として現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償する責任を負うものとする。